

行動綱領

(平成 25 年 4 月制定)

公益財団法人青森県りんご協会は本県におけるりんご産業発展と農村民主化の使命を負い、生産者への奉仕を旨とする民間団体である。このような存在は現在の政治的、経済的、社会的動向から考えて益々必要である。われわれはその目的を達成するために最も能率的に企画し行動しなければならない。

協会の行動目標

1. 立法に対する絶えざる研究と準備
2. 効果的な教育運動の永続
3. 農民の協同化推進

(標語 立法 教育 協同)

機 構

(平成 25 年 4 月制定)

1. 評議員会
重要事項に対する諮問と承認をする最高決定機関である。
2. 理事会(役員会)
議決決定機関であり、この法人の運営管理責任体である。
3. 監事会
会運営全般に対する監査機関である。
4. 顧問
重要事項の諮問機関である。
5. 特別講師
技術普及活動を支援する機関である。
6. 常任役員団
会長、副会長、専務理事、常務理事及び企画理事は理事会の委任を受けた責任決裁体であり、随時、会内の協議と事業執行にあたりとともに職員の行動を容易にする。
7. 常勤役員
常勤役員は常任役員の中から選び、日常の決裁と事業の執行統括に当たる。
8. 企画会議(職員会議)
この法人運営の企画体であると同時に常勤役員及び職員相互の連絡機関であり、実質的な推進中核体である。(昭和 51 年 3 月 30 日から職員会議の名称を企画会議と改める)
9. 支会は拠点であり、青年部はこの法人の活動の前衛体である。